答　申　書

令 和 8 年 度

宗 像 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

本審議会は、令和８年８月27日に市長から諮問を受け、宗像市における特別職の報酬等の改定経緯、県内類似都市における報酬等の比較、消費者物価指数等の社会情勢及び宗像市の財政状況を参考にし、特別職の報酬等の額に関して、慎重かつ公正な審議を行った。

審議の過程においては、平成17年に実施した市長等３役の給料減額対応や県内類似都市16市との比較において最低水準であること等から、市長等３役の給料の水準を減額前の金額に復元するべきだという意見があった。また、いじめ関連委員会の委員については委嘱される委員の職種や拘束時間を鑑み、近隣市との均衡を考慮したうえで個別に報酬額を決定すべきだという意見があった。

本審議会として、このような意見を参考にし、「市長等３役の給料の額を平成17年の給料減額前の額に復元すること」「市長等３役及び市議会議員の期末手当は、従来どおり、指定職俸給表の適用職員と同一の支給割合を適用し、令和８年度人事院勧告に伴い、引き上げること」「いじめ問題再調査委員会及びいじめ防止対策推進委員

会の委員の報酬額が近隣市と同等の額となるよう個別に設定すること」が適当であるとの結論に達したので、ここに答申する。

なお、答申にあたり、本審議会として「報酬等の審議にあたっての主な意見」を意見として付するので、これを十分に斟酌していただき、今後の行政運営等にあたっていただくことを強く要望する。

【報酬等の審議にあたっての主な意見】

① 物価が上がり続けているにも関わらず約 20 年間市長等３役の給料額が減額されたままになっていることから、復元すべきである。

② いじめ関連委員会の報酬については、委嘱される委員の職種を鑑み、近隣市町村との均衡を考慮したうえで決定する必要がある。

③ 令和７年度の当審議会でも市長等３役の給料額について復元するよう答申したが改定されていない現状である。この答申については十分に尊重していただきたい。

記

次の下線のとおり、改定することが適当である。

１．市長、副市長及び教育長の給与の額について

役職名	給料の額（月額）	期末手当（年間）
市長	943,000円	3.55月
副市長	757,000円	3.55月
教育長	672,000円	3.55月

２．市議会議員の議員報酬等の額について

役職名	報酬の額（月額）	期末手当（年間）
議長	533,000円	3.55月
副議長	474,000円	3.55月
常任委員会及び議会運営委員会の委員長	449,000円	3.55月
議員	441,000円	3.55月

３．附属機関の構成員の報酬の額について

区分		報酬（日額）
会長		5,400円
委員		5,000円
いじめ問題再調査委員会	会長	13,500円
	委員	11,300円
いじめ防止対策推進委員会	会長	13,500円
	委員	11,300円
介護認定審査会	会長及び合議体の委員長	13,500円
	委員	11,300円
障害支援区分等認定審査会	会長及び合議体の委員長	13,500円
	委員	11,300円

別　紙

審　議　経　過

開催回数	開催日	審　議　内　容
第１回	令和８年 8.27	委嘱状交付、諮問、資料の説明及び質疑、 諮問事項についての審議・意見
第２回	令和８年 9.28	答申案の審議

宗像市特別職報酬等審議会委員名簿

（五十音順）

北　原	一　臣	会　長
合　島	明　美	
白　川	和　生	
高　木	乃生子	
野　中	潔	